

令和8年度岡山イノベーションコンソーシアム HP 制作・運用保守業務委託仕様書

本仕様書は、岡山市(以下「委託者」という。)が発注する令和8年度岡山イノベーションコンソーシアム HP 制作・運用保守業務委託(以下「本業務」という。)を受注するもの(以下「受託者」という。)の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度岡山イノベーションコンソーシアム HP 制作・運用保守業務委託

2 業務の目的

岡山地域のスタートアップ支援を目的とした「岡山イノベーションコンソーシアム」の活動を広く周知し、起業家・支援者・投資家・市民がアクセスしやすい情報発信基盤を構築するため、「岡山イノベーションコンソーシアム」の特色を加えたウェブサイトを作成し、その利用促進を通じてイノベーション創出及び地域産業の発展に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

岡山市内

5 委託業務範囲

- 岡山イノベーションコンソーシアムロゴデザインの作成
- サイト設計
- デザイン・コンテンツ制作
- HP 構築 (CMS 導入、レスポンス対応)
- サーバー選定・設定・運用管理
- 保守・更新

6 サイト方針

- 岡山のスタートアップ支援拠点としてのブランド力を高める
- 起業家・支援者・投資家・市民に向けた分かりやすい情報発信
- SNS 連動による拡散力強化

7 コンテンツ構成 (案)

各ページ名は受託者にて工夫すること。

| | |
|--------|---|
| ページ名 | 主な内容・目的 |
| トップページ | 活動概要、最新情報、イベント導線、メインビジュアルでコンソーシアムの魅力を訴求 |
| 支援内容 | 資金調達、メンタリング、ネットワーク形成、グローバル展開支援などの支援メニュー紹介 |
| メンバー紹介 | 支援機関（VC・金融機関・自治体・大学等）のプロフィール掲載 |
| ニュース | 新規参加企業、協力機関の発表、プレスリリースなどの最新情報を随時更新 |
| 相談窓口 | 問い合わせフォーム、FAQ、支援メニュー案内など、利用者との接点を設ける |
| 企業紹介 | 岡山エリアのスタートアップのプロフィールを掲載 |

参考

[中四国 STARTUP RUNWAY \(chushikoku-startup-runway.com\)](http://chushikoku-startup-runway.com)

[東北 STARTUP RUNWAY | 東北スタートアップランウェイ](#)

[OKINAWA STARTUP ECOSYSTEM CONSORTIUM](#)

[神戸市が行うスタートアップ支援 Life-Tech KOBE - \(smartkobe-portal.com\)](http://smartkobe-portal.com)

8 ページ別要件一覧表

「6 コンテンツ（案）」を踏まえ、別表1を参照すること。

9 業務スケジュール（工程表案）

| 時期 | 主な工程 | 詳細内容 |
|-------------------------|------------|------------------------------|
| 契約締結直後 | 要件定義・設計 | サイト方針決定、サイトツリー確定、デザインコンセプト策定 |
| 契約年度前半 | デザイン制作 | トップページ・主要ページのデザイン案作成、委託者確認 |
| 契約年度前半 | コンテンツ制作・構築 | 原稿執筆、写真撮影、CMS構築、レスポンス対応 |
| 令和8年8月3日ごろから令和8年8月31日まで | 試行運用・修正 | テスト公開、委託者確認、修正対応 |
| 令和8年9月1日から | 正式公開 | 正式公開 |
| 契約年度末まで | 運用・保守 | |

10 WEBサイトの作成要件

(ア) デザイン・コンテンツ制作

各コンテンツはCMS等にて、容易にページの管理ができる仕様とすること。なお、コンテンツの構成及び内容については、業務開始後、委託者と受託者で協議により必要に応じて調整を行うこととする。

(イ) WEB サイトの設計・構築

- a ホームページのドメインは、サイトの内容や特徴が伝わるようなドメインを取得すること。また、ドメインの管理者は受託者とし、令和9年3月末日までのドメインの更新等の手続き及び使用するうえで必要な経費は、委託料に含むものとする。
- b 7 コンテンツ構成（案）に記載した内容について、アクセシビリティ・ユーザビリティに配慮し、デザイン等を工夫し、サイトの閲覧者や情報提供者などが見やすく使いやすい構成とすること。
- c WEB サイト・コンテンツ内に、動画を埋め込むスペースを確保すること。
- d 原則サイト内のコンテンツページについて、容易に更新・管理などが行えるシステム構成を導入すること。
- e 各種OS並びに各種ブラウザ（Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safariの最新バージョン）からの閲覧に対応しており、各リンクへの移動やシステム等の動作が正しくなされるかを検証すること。運用期間中に新バージョンが公開された場合は、無償で速やかに利用可能となるよう対応すること。
- f PC、タブレット、スマートフォンなど、各種端末に対応する構成・デザインであること。
- g WEB サイト・コンテンツの利用にあたっては、利用者が無料で利用できるものとする。
- h 利用者がWEB ページを印刷する際に、書式が崩れないよう配慮すること。
- i コンテンツの充実やセキュリティ対策が適切に講じられるように、サイトのアクセス数、ユニークユーザー数、参照元、ページビュー数等を測定できるようにすること。

(ウ) WEB サイトの運営

- a 次年度以降に機能追加ができるよう、拡張性の高いものとする。
- b 運用サーバーやデータ用サーバーは、受託者の責任において管理すること。
- c 不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。
- d OSのアップデートが発生した場合は、デジタルコンテンツの動作に不具合が生じないように、これに対応すること。
- e 令和8年度内に係る配信・運営費用については、委託料に含めること。
- f 令和9年度以降、WEB サイトの保守・運営業務を受託したものがサーバー利用料、版権利用料等のランニングコストを負担することにより事業を継続して実施できるようにすること。

(エ) その他 WEB サイト制作にかかる事項

- a WEB サイトの制作については、要件定義の完了時と、デザイン制作完了時の 2 回の中間報告を行い、承認を得ること。
- b 最終の成果報告は、最終成果物の動作環境と同程度の環境にて動作確認等を実施すること。

(オ) WEB サイトの運用管理・保守

受託者は本契約の完了まで、サイトの運用管理・保守として、次の業務を行うこと。

- a セキュリティ対策がとられた CMS 等を利用し、安定的に保守管理をすること。また、運用上必要となる機能の追加、バージョンアップを行うこと。
- b メンテナンス等によりサービスを停止する場合は、原則として 1 週間前までに停止理由及び停止期間等を、速やかに委託者へ報告すること。
- c 障害発生時には委託者へ連絡するとともに、原因究明、復旧措置、対処報告等を的確かつ速やかに行うこと。なお、障害発生時に委託者と復旧までの計画を立て、復旧を行うこと。また、再発防止のための措置について適宜経過報告書を提出すること。
- d 情報の漏洩、改ざん・破壊、不正侵入、マルウェア感染など重大な影響が想定されるセキュリティ事故が発生した場合には、委託者と協議のうえ、WEB サイトの掲載停止又はサーバーの停止を行い、影響範囲の特定、原因の追究、証拠保全措置等の緊急対応を実施すること。
- e 障害発生時に報告した復旧目標時間までに復旧させることが困難である場合は、その原因及び新たな復旧目標時間を委託者に報告すること。
- f アクセスログは受託者側において少なくとも 1 年間は保存すること。
- g 委託者より軽微なメインビジュアルの変更、掲載内容の追加・変更等、指示がある場合は対応すること。
- h ホームページのドメインの更新等の手続き及び使用するうえで必要な経費は委託料に含めるものとする。
- i ほかにトラブル等が発生した場合、速やかに必要な対策を講じること。

(カ) サービス提供機器の選定・設定・運用

- a サイト運営に必要なサーバーを受託者において用意し、必要な手続き及び設定を行うこと。ただし、サーバーの契約者は受託者とし、初期費用及び令和 9 年 3 月末日までの利用料については、委託料に含むものとする。
- b サーバーは、以下の要件を満たすものとする。サーバーのスペックは、WEB サイトの管理システムの動作要件を十分に満たし、機能が快適に動作する性能を有すること（参考：最大想定アクセス数は月 3 万人以上）。
- c 部外者からサイトを改ざんされないようセキュリティ対策を講じていること。
- d サーバーのウイルス対策を講じていること。
- e アクセスログの記録・解析ができること。また、必要のある際は、委託者からのログ

の確認に対応すること。

- f 運用時には随時、セキュリティ情報を収集サイトの安全性を確認するとともに、発見された脆弱性に対して対策を施すこと。
- g バックアップは1日1回、毎日自動的に実行することとし、障害発生時には前日中のデータに復旧できること。
- h 災害発生時に備えて、適切なデータの保全及び迅速な復旧が可能であること。
- I サーバーは、委託者と協議の上、受託者が選定すること。

(キ) セキュリティ対策

- a I P S機能等を導入し、外部からの攻撃パターンと見なされる通信を見つけた際にはその通信をブロックするなど、外部からの不正侵入を防ぐ措置を講じること。また、構築時にクロスサイトスクリプティング等の脆弱性がない構成にするとともに、運用時には随時、セキュリティ情報を収集すること。使用するソフトウェアにセキュリティホールが発見された場合は、プログラムの修正やソフトウェアのバージョンアップ適用等の適切な対策を行うとともに、速やかに委託者へ報告すること。
- b S S L証明書の名義は委託者とし、費用は受託者が負担するものとする
- c その他、受託者で必要な項目があれば委託料上限額の範囲内で提案すること。

(ク) 業務実施体制

- a 受託者は、受託業務を適切に遂行できるための業務運営体制を確保すること。
- b 受託者は、業務の遂行を総括する総括責任者を定め、WEB サイト・コンテンツの制作等に精通する職員を配置するとともに、業務に着手する前に体制(総括責任者、主任担当者、業務従事技術者など)が分かる書類を委託者に提出すること。
- c 主任担当者は、WEB サイト・コンテンツの制作等にかかる実績を有するものとし、全体的な作業計画を策定し、適切な進捗管理を行うこと。
- d 主任担当者に選任した者が、委託業務の適切な運営管理を行わず、業務の円滑な遂行が見込めないと委託者が判断した場合は、両者協議のうえ、新たな主任担当者の選任を求めることができるものとする。
- e 受託者は、業務遂行にあたり、委託者へ月1回程度、進捗状況の報告を行うこと。また、委託者は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、何時でも受託者に対し報告を求めることができる。
- f 受託者は、委託期間を通じて、委託者の担当者と緊密な連携、調整を図り、必要に応じて開発担当者が打ち合わせに参加するなど、業務遂行がスムーズに行われるよう配慮すること。
- g 受託者は、委託者からの電話又はメールによる連絡窓口を設けること。

(ケ) その他

- a 本業務の開始から終了までの間、調査、制作、進行管理全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために適宜委託者と打ち合わせを行い、必要に応じて委託

者と協議を行うこと。

- b 本業務に伴い必要となる経費は、受託者が負担すること。
- c 本業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- d 本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- e 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- f 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- g 解約その他の事由による本契約終了後、委託者と協議の上、データの流出や流用を防ぐためサーバーに格納したコンテンツ等のデータを受託者が破棄・消去すること。
- h 本業務の実施にあたって、環境負荷低減に努めること。
- i この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者とが協議して決めるものとする。

1.1 成果品の帰属・著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- (1) 本事業で作成したすべての作成物の権利は委託者に帰属するものとし、委託者の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」とする)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む)を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材(映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等)を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

- (5) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

1 2 業務委託料の支払い等

- (1) 業務委託料の支払いは業務完了後払いとする。業務実施にかかる費用は、受託者が適宜支払うこと。
- (2) 備品の購入は認められないので、本事業の実施のために新たに必要となる器具等については、原則としてリースあるいはレンタルでの対応とすること。

1 3 業務実施の条件

- (1) 本事業で外部協力者（下請業者等）が必要な場合は、委託者と協議し承認を得ること。
- (2) 委託者との協議により、提案した内容から実施内容を変更することがある。
- (3) 本事業に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。
- (4) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- (5) 貸与された資料等は、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき、または本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

1 4 法令・条例等の適用

受託者は業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) その他の関係法令

1 5 秘密保持

- (1) 受託者は、本事業に関し委託者から受領又は閲覧した資料等について、委託者の了解なく公表若しくは使用してはならない。

- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。また、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (3) 受託者は業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

16 損害賠償

本事業遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責任に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。